

岡本の国会での答弁

177-衆-総務委員会-26号 平成23年08月09日

○重野委員 今の説明で理解をいたします。

次に、計画の策定あるいは意見反映、公開等々について、関連して質問いたします。

第一次に引き続きまして、今回も義務づけ・枠づけの見直しが法案に盛り込まれております。前回の審議でも指摘をいたしましたけれども、義務づけ・枠づけの見直しはあくまでも地域の自主性を反映させることが目的であって、ナショナルミニマムが後退するようなことがあってはならないということをお最初に申し上げておきたいと思うんです。

今回は、計画等の策定の部分についてお尋ねをいたします。

今回の改正では百三十近い法律で、計画等の策定及び手続についての見直しが行われようとしている。それを見ますと、例えば福祉関係では、計画の策定に係る意見反映のための措置や計画の内容の公表が、義務から努力義務になっている。

例えば、社会福祉法の百七条では市町村地域福祉計画が規定されております。この計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進を一体的に進めるものとなっておりますが、この計画を市民や当事者、関係団体の意見反映をせずに策定する、そして計画の内容を公表しないというようなことは私はあってはならぬと思うんですね。そんな計画は、計画でも何でもないんだというふうに断ぜざるを得ない。

また、東南海・南海地震に係る特措法の改正でも、推進計画の策定義務が廃止されて努力義務となっている。この推進計画で定めるものは、避難地、避難路、消防用施設の整備、津波からの防護及び円滑な避難の確保、防災訓練、地震防災上重要な対策となっておりますが、これらは、どんなことがあっても真っ先に策定しなければならないものではないでしょうか。

社会福祉法もあわせて、これらの計画の策定義務や意見反映義務、公開義務をなぜ努力義務としたのか、まずお尋ねをいたします。

義務から努力義務への変更は、後退しているというイメージを私は持つ。努力義務規定によって福祉や防災が後退することがあってはならない。その点についてはどのようにお考えか。

あわせて、私は災害対策の委員も兼ねておりますが、防災に関するこのような重要事項を、災害対策特別委員会では、私の記憶では議論したことがない。また、さきの社会福祉法も恐らく厚生労働委員会で議論されていないと思われるのですが、一体だれと相談してこうした改正案を作成したのか。

以上、お尋ねをいたします。

○岡本大臣政務官 お尋ねをいただきました社会福祉法第百七条では、市町村の地域福祉計画の策定に当たって、住民の参加が不可欠であることから、地域住民等の意見の聴取や公表を義務づけている。同じく第百八条では、都道府県の地域福祉支援計画の策定を定めております。

こういった、地域における特色をとらえて、将来を見据えたさまざまな特色ある取り組みが行われている状況の中、昨年六月に閣議決定された地域主権戦略大綱において、地方公共団体みずからの判断と責任において行政を実施することにより、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指す、そして、その中で、地方公共団体の事務に係る国の義務づけの見直し等を行うとされたところでありまして、こうした考えのもと、このたび、今御指摘の社会福祉法第百七条におきます市町村地域福祉計画の策定に係る現行の義務規定についても、努力義務規定というふうに変えたところであります。

だれに相談をしたかということでもありますけれども、この大綱に基づいて判断をしたということであ

ります。

また、それに基づいて定められる市町村地域福祉計画におきましては、もちろん義務づけがあったからというだけではなくて、地域にとって必要な計画を定めるに当たって、地域の皆さんの声を聞いていくということはこれまでもさまざまに行ってきたところであり、これが努力義務規定になったからといって、地域住民の意見や考えを無視したものができるといふことにはならないというふうを考えております。

そういった意味で、後ろ向きじゃないか、こういうような御指摘は当たらないと考えていますし、先ほどもお話をしましたように、地域の実情に合った最適な行政サービスが実現されるものと考えております。